

根室市告示第75号

根室市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和6年7月17日

根室市長 石垣 雅敏

記

1 業務概要

- (1) 業 務 名 根室市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）策定業務委託
- (2) 業務内容 根室市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）策定に関する業務
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 参加資格要件

- (1) 本プロポーザルの参加を希望する者は、単体企業であって次の全ての要件を満たしていること。
 - ア 公告日において、根室市競争入札参加資格者であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 公告日から参加表明書及び企画提案書の提出日までに、根室市の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
 - エ 民事再生法第21条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
 - オ 会社更生法第17条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
 - カ 北海道内に本社又は営業所等を有する者であること。
 - キ 消費税及び地方消費税に未納がないこと。

3 手続きについて

- (1) 根室市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）策定業務委託 公募型プロポーザル応募要領の配布
 - ア 配布期間：令和6年7月17日（水）から令和6年7月31日（水）までの、開庁日の午前9時から午後5時まで
 - イ 配布方法：根室市ホームページからダウンロード
- (2) 参加表明書の提出
 - ア 提出方法：持参（開庁日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（配達証明付書留郵便とし提出期限内必着）とする。
 - イ 提出期限：令和6年7月24日（水）午後5時必着

ウ 提 出 先：根室市市民生活部生活環境課

(3) 企画提案書の提出

ア 提出方法：持参（開庁日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（配達証明付書留郵便とし提出期限内必着）とする。

イ 提出期限：令和6年7月31日（水）午後5時必着

ウ 提 出 先：根室市市民生活部生活環境課

4 受託候補者の特定方法

受託候補者の選定にあたっては、根室市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）策定業務委託選定委員会による審査により、最適提案者及び提案者（次点）を選定する。

5 その他

- (1) 本プロポーザルの関連情報の照会窓口は、根室市市民生活部生活環境課とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の作成及び提出、並びヒアリングの参加に係る費用は、参加希望者及び企画提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以降の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (6) 提出書類は、参加希望者及び企画提案者に無断で審査目的以外に使用しない。
- (7) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (8) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。
- (9) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、根室市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (10) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て企画提案者が当該第三者の許諾を得ること。
- (11) 参加表明書提出以後に参加辞退した場合でも、以後における不利益な扱いはしない。
- (12) 本業務に関して、企画提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の判断を行う。
- (13) その他詳細については、実施要領等によるものとする。